

令和7年7月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年7月28日（月）

開会 午後3時30分

閉会 午後4時45分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、係長、主査1名

7 議題等

第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項10 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより7月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第10号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件 第11号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、でございますのでよろしくお願いします。
係 長	それでは、第10号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。

	この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第10号議案の説明は以上でございます。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	7月22日、松原昭平委員と現地を調査しました。 申請地は、中央通りを南に進み、国道363号線晴丘交差点、新池交流館東交差点を越え4本目を左折し、約50メートル進んだところに位置しています。 市街化調整区域ですが、住宅が密集した地域です。 申請地の東側は雑種地、西側は住居、南側は市道、北側は本件の申請者が住居建築を予定している宅地です。 譲渡人は本申請地から遠いところに住んでおり、耕作が困難であるため、今後維持管理できる譲受人に譲渡をしようとするものです。 本申請は農地のまま譲渡しようとするものであり、周辺への影響はないと考えます。 許可に対する意見としては、現在の農地を維持管理するものであり、農作業従事者及び従事状況、さらに現況確認した結果、実績等から鑑みて農地として十分に維持管理ができる方であると判断しました。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第10号議案について、何か質問はございませんか。
森下幸夫 委 員	本件申請書に農地の他に宅地も購入すると記載がございましたが、宅地は農地の近くでしょうか。
飯沼勝則 委 員	一緒に購入される宅地については、本件申請地である農地と北側で隣接する土地です。
水野政起 委 員	本件申請地について、これまで駐車場として一部無断転用されていたように思われますが。
飯沼勝則 委 員	これまで一部が駐車場として使用されていたため、コンクリートが敷設されていました。しかし、本件申請にあたり、今後は農地として使用するために、コンクリートを研って現在は更地になっております。
水野政起 委 員	今回の申請には、耕作している農作物の写真等、添付書類がありますね。
事務局	あくまで参考書類ですが、これまでに耕作を実施してきたというこ

	とを証明したいという考えのもと、添付された書類でございます。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第 10 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 10 号議案については許可することに決まりました。 続いて、第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」について、事務局から説明をお願いします。
係 長	第 11 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第 11 号議案の説明は、以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	7 月 22 日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請地は中央通り晴丘交差点を南に進み、次の交差点を右折し約 1,000 メートル進んだ左手に位置しています。 申請者は現在市外の賃貸アパートに妻と子供の 3 人で住んでいますが、手狭となったため申請者父が所有する農地を分筆し分家住宅を建築しようとするものです。 生活雑排水は浄化槽にて処理した後、北側の U 字側溝に排水します。 周辺農地への影響ですが、排水計画もしっかりしており問題ないと考えます。 以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 11 号議案について、何か質問はございませんか。
水野政起 委 員	以前にも本件申請地の近隣で農地転用をしていたように記憶しておりますが。
係 長	以前近隣で本件申請者の親族の方が農地転用しています。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第 11 号議案につい

	て賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員（挙手多数）により、第 1 1 号議案については、許可相当とすることに決まりました。
会 長	これをもって本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項 1 0「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項 1 0「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 4 条の規定による届出が、2 件で 1, 0 1 3 平方メートル、主な概要は北山町地内で露天駐車場 1 件、集合住宅等 1 件です。 2 としまして、農地法第 5 条の規定による届出が、7 件で 1, 4 7 6 平方メートル、主な概要は城前町地内ほかで一般個人住宅 5 件、露天駐車場 2 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
松原昭平 委 員	狭小面積の農地転用の目的が一般個人住宅ですが、これはどういったものですか。
事務局	一般個人住宅を建築する際の底地が何筆もあり、その中の一部が農地であったため農地転用を届け出たということです。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
係 長	先月の報告事項でありました現況証明の件につきまして、改めてご報告させていただきます。 現況証明については、農業委員会が現況及び書類を確認の上、証明基準に合致すると判断される場合に証明を行っており、先月の報告事項 9 の農地につきましても、農業委員会事務局職員が現地確認により現況が農地でないことの確認を行いました。 なお、今後については、担当地区の農業委員の方々にも現地確認いただき、御意見をいただきたいと思いますと考えています。

会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は8月28日(木)午後1時30分から203会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。
-----	--

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____